

公 的 機 関 文 書 認 証

日本で作成された文書は、台湾関係官庁への提出前に各管轄の弁事処(東京・横浜・大阪・福岡・沖縄・札幌)による認証を必要とされる場合があります。

認証の要否については、台湾の提出先機関に確認してください。

領事業務の管轄規定について

『外交部及び在外公館での文書証明条例』により、認証は文書発行地を管轄とする在外公館に限ります。

本大阪弁事処 管轄区域	近畿地方	大阪府	京都府	兵庫県	滋賀県	奈良県	和歌山県
	東海地方	愛知県	岐阜県	三重県			
	北陸地方	富山県	石川県	福井県			
	中国地方	鳥取県	島根県	岡山県	広島県		
	四国地方	徳島県	香川県	愛媛県	高知県		

～ 文 書 種 類 ～

公文書	管轄内の市区役所/町村役場にて発行された文書 例.戸籍謄本・印鑑証明書・出生/死亡届の写し・独身証明書・火葬許可証等
	注1)本処管轄外で発行された公文書は不可(2019/12/01～) 注2)台湾の文書[戸籍謄本・印鑑証明等]は、台湾の地方裁判所 (又は民間公証人)と外交部領事事務局にて要事前認証 注3)公文書と私文書をひとまとめにした事前公証は不可
私文書	管轄内を居住地とする個人が作成した文書 例.本文に対する訳文等(訳文の要否:提出先機関の判断に依る)
	注1)事前公証…本処管轄内の公証役場に限る 公証役場一覧 各文書に分けて一組(本文コピー+訳文)ずつ個別で公証を受けること 注2)要訳文の場合…本文と要同時認証 ○本人申請 領事の面前にて署名が必要な為、未署名の訳文を要提出 ○代理申請 a.申請者の本人署名 —要事前公証:必ず本人が公証役場に出向くこと 本文は本処にて直接認証が必要な為、 [公文書コピー+訳文]に公証を受けること b.代理人の代理署名 —代理人名義の申請表(訳文用)が別途必要 —代理委任状に訳文代署の旨を要明記 —領事の面前にて署名が必要な為、未署名の訳文を要提出

～ 必 要 書 類 ～

◆本人申請

1	申請表
2	認証文書の原本 ※要認証部数（原則直近3ヶ月以内発行）
3	認証文書の全頁コピー ※認証部数と要同部数
4	申請者の顔写真付公的身分証明書（パスポート或は運転免許証）とそのコピー * 運転免許証は要両面コピー ※ 日本国籍以外の外国籍の方 ①パスポートとそのコピー ②在留カード所持者…原本とその両面コピー
費用	現金 2,300円 / 1部 ※受理後のキャンセルは不可

◆代理申請

1	申請表
2	認証文書の原本 ※要認証部数（原則直近3ヶ月以内発行）
3	認証文書の全頁コピー ※認証部数と要同部数
4	申請者の顔写真付公的身分証明書（パスポート或は運転免許証）のコピー * 運転免許証は要両面コピー ※ 日本国籍以外の外国籍の方 ①パスポートのコピー ②在留カード所持者…両面コピー
5	代理委任状原本 ○署名の場合…パスポートと同書式で要署名 ○押印の場合…要印鑑証明書
6	代理人の顔写真付公的身分証明書（パスポート或は運転免許証）とそのコピー * 運転免許証は要両面コピー ※ 日本国籍以外の外国籍の方 ①パスポートとそのコピー ②在留カード所持者…原本とそのコピー
費用	現金 2,300円 / 1部 ※受理後のキャンセルは不可

～ 必 要 書 類 ～

◆郵送申請

1	申請表
2	公文書…認証文書の原本 ※要認証部数（原則直近3ヶ月以内発行） 私文書…公証済みの認証文書原本 ※要認証部数（原則直近3ヶ月以内発行） —必ず本人が公証役場に出向き、公証を受けること（代理公証は不可）
3	認証文書の各全頁コピー ※認証部数と要同部数
4	申請者の顔写真付公的身分証明書（パスポート或は運転免許証）のコピー * 運転免許証は要両面コピー ※ 日本国籍以外の外国籍の方 ①パスポート（要署名済）のコピー ②在留カード所持者…両面コピー
費用	現金 2,300円 / 1部 ※受理後のキャンセルは不可
返送用封筒	日本在住者…レターパックライト：全項目を記入後、追跡用として事前に「ご依頼主様保管用シール」を剥がしておくこと 台湾在住者…「EMS専用ラベル・A4/2枚組」（国際郵便サイトにて作成しプリントアウト）及び「1,450円分切手」と共に同封すること 宛先は個人に限られ政府機関等は不可 但し、可能な限り日本在住者による代理受取を検討してください。
郵送方法	現金書留…書類と費用が別々の郵送になる場合、その旨を要追記
宛先	〒530-0005 大阪市北区中之島2-3-18 中之島フェスティバルタワー17階 台北駐大阪経済文化弁事処 領務部 文書認証係 TEL:06-6227-8623
備考	・書類不備や本処管轄外の文書は、認証不可とみなし着払い返送 ・本処に申請書類が届いてから、約5開館日後の返送 ・郵送に関する通知連絡は行っていない為、自身で追跡番号を要保管

台北駐大阪経済文化弁事処

《 注意事項 》

- ・認証は、基本的に原本への直接認証です。
コピーへの認証を希望する場合は、原本と認証部数のコピーを用意してください。
但し、原本認証が前提となる為、コピーのみの認証はできません。
尚コピー認証ができない文書もある為、事前にお問い合わせください。
- ・本処では申請者用のコピー機を設置していませんので、事前に用意してください。
A4白黒の縦方向でコピーを取ってください。
- ・申請の際、案件によっては追加書類が発生することもあります。
- ・追加認証が発生した場合、それに伴い追加費用も要します。
- ・代理人は、18歳以上且つ行為能力のある方のみ可能です。
- ・未成年者の場合、本人による単独申請はできませんので保護者名義の申請となります。
代理委任状は不要ですが、親子関係証明書類[戸籍謄本・住民票等]の提出が必要です。
- ・本処管轄外の地域で発行された文書は、各管轄の弁事処にて申請してください。

《 お問い合わせ先 》

本大阪弁事処	
住 所	〒530-0005 大阪市北区中之島2-3-18 中之島フェスティバルタワー17階
E-Mail	osaka@mofa.gov.tw
開館日	月～金曜日
休館日	土・日・祝祭日(その他の休館日は、本サイトのお知らせをご参考ください)
受付時間	■ 申請・・・9:00～11:00 & 13:00～14:30 * <u>予約不要</u> ■ 受領・・・9:00～11:30 & 13:00～15:00 * 開館/受付時間は予告なく調整される場合がある為、 本サイトのお知らせにて最新情報を確認の上、ご来処ください。
交付日	受理翌日起算5開館日
受取方法	3通り

各弁事処	電話番号	管轄区域
駐日代表処	03-3280-7800	関東・甲信越・東北地方
横浜弁事処	045-641-7737	神奈川県・静岡県
福岡弁事処	092-734-2810	九州地方・山口県
那覇弁事処	098-862-7008	沖縄県
札幌弁事処	011-222-2930	北海道